指定介護老人保健施設重要事項説明書

1. 介護老人保健施設サンライフ豊寿苑の概要

(1) 当施設の概要

施設名	サンライフ豊寿苑
所在地	八戸市石堂一丁目 14番 11号
電話番号	0178-29-3232
FAX番号	0178-29-3233
事業所番号	0250380029

(2) 当施設の職員体制

職名	資 格	人数	業務内容
施設長	医 師	1	事業所の管理・業務の把握をする
薬剤師	薬剤師	1	お客様の薬剤管理指導を行う
	看護師		診療補助及び看護並びにお客様の
看護・介護職員		9以上	保健衛生管理及び日常生活の援助
	准看護師		にあたる
	介護福祉士	25 以上	お客様の日常生活の援助にあたる
	介護職員	20 以上	お各様の日帯生品の援助にめたる
支援相談員	社会福祉士	1 以上	ご家族様の相談に応じ、必要な
又1友怕歌貝	社会福祉主事	1以上	助言・指導にあたる
			お客様及びご家族様の希望と把握
介護支援専門員	介護支援専門員	1	された課題に基づき、目標、達成時
月晚久饭守门员			期等、留意点を盛りこんだサービス
			計画を作成する
作業療法士	作業療法士	1 以上	機能回復の促進及び機能低下の
理学療法士	理学療法士	1 以上	予防にあたる
管理栄養士	 管理栄養士	1 以上	栄養並びに身体の状況、病状等を
日生术食工	日生不食工	1 以上	考慮し、食事の提供にあたる
 歯科衛生士	 歯科衛生士	1	 口腔衛生に関するケアにあたる
四个一件工工	四年四十二二	1	日正相工に関するファイにのだら
事務職員		実情に応じた	一般会計事務、庶務、労務等の
テ 3/パ 19V5 ×		適当数	窓口事務にあたる
 労務員		実情に応じた	 洗濯・労務等の業務に従事する
74 374 57		適当数	DOIN TO MANUEL TO

(3) 当施設の設備の内容

定 員	100 人		サービスステーション	83.53 m²
	4 人部屋	24室(1室35.3 ㎡)		
居室	2 人部屋	1室(1室22.127 ㎡)	談話室兼ボランティア室	55.521 m²
	1人部屋	2室(1室15.71㎡)		
浴室		133.27 m²	食堂兼レクリェーション室	299.69 m²
相談室		16.854 m²		
機能訓練室		123.9 m²		

2. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ・心身の状況を踏まえ、療養を妥当適切に行います。
- ・施設サービス計画に基づき親切丁寧を旨とし、お客様やご家族様に対し療養上必要な事項について 理解しやすいように指導又は説明をいたします。
- ・当施設は、お客様などの生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束、 その他行動を制限する行為はいたしません。やむを得ず拘束する場合は医師の指示のもと、又は組織で話し合い、状態・心身の状況・拘束の理由等を記録いたします。
- ・当施設は、その提供するサービスの質の評価を行い、その改善を図ります。
- ・お客様の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が 得たお客様の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的 に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてお客様またはその代理人の了解 を得ることといたします。

(2) サービスの内容

食 事	朝食7時30分から、昼食12時から、夕食18時から
X +	
入浴	週に最低2回以上入浴があります。但し状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合もあ
7	ります。
生活相談	日常生活に関すること等について相談できます。
機能訓練	作業療法士による訓練を計画的に行います。
看護•介護	介護支援専門員によるサービス計画に基づきお手伝い致します。
健康管理	毎日医師による回診を致します。
レクリェーション	週間計画により、レクリェーションを実施致します。

(3) 協力医療機関

併設医療機関	八戸城北病院	内科·消化器科·循環器科·呼吸器科·外科
	八戸市石堂一丁目 14-14	肛門科・リハビリテーション科
拉力定院	かが歯科医院	 歯科全般
協力病院	八戸市一番町二丁目 1-2	图 作 土

3.サービス利用に当たっての留意事項

面 会	面会時間・・・午前7時から午後8時まで
外出·外泊	外出・外泊する場合は行き先、帰宅時間等を申し出て下さい。
飲酒•喫煙	指定した場所以外では飲酒、喫煙はしないで下さい。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭類は預かりません。
所持品の持ち込み	必ず、サービスステーションの看護師等に申し出て下さい。
医療	外部の医療機関での受診・投薬等を希望する場合には、当施設からの依頼
医療	状が必要となります。事前に必ず職員にお申し出下さい。

4. 利用料金

・介護保険の給付に関わる通常1割の自己負担分と、給付対象外の負担(食費及び居住費や日常生活で通常必要となる費用)、理美容代等としてお支払いいただく2種類があります。

(1)介護保険給付対象の費用

① 介護保健施設サービス費(I)…従来型個室の場合

	1 日本たりの利用料入	介護保険適用時の1日あたりの自己負担				
	1日あたりの利用料金	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合		
要介護 1	7,170円	717 円	1,434 円	2, 151 円		
要介護 2	7,630 円	763 円	1,526 円	2, 289 円		
要介護3	8, 280 円	828 円	1,656 円	2,484 円		
要介護 4	8,830 円	883 円	1,766 円	2,649 円		
要介護 5	9, 320 円	932 円	1,864 円	2,796 円		

② 介護保健施設サービス費(I)…多床室の場合

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担				
	1 日めバこりりが川川将金	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合		
要介護 1	7,930 円	793 円	1,586 円	2,379 円		
要介護 2	8,430 円	843 円	1,686 円	2,529 円		
要介護3	9,080円	908 円	1,816円	2,724 円		
要介護 4	9,610円	961 円	1,922 円	2,883 円		
要介護 5	10, 120 円	1,012円	2,024 円	3,036 円		

③ 付加サービスの利用料

		1日あたり		護保険適用時 あたりの自己	
サービスの名称	サービスの内容	0	1割負担	2割負担	3割負担
		利用料金	の場合	の場合	の場合
	急性期病床から一般病棟へ				
	の入院後30日以内に入所さ				
	れた方について、入所日から				
	30 日間に限り加算されま				
 初期加算 (I)	す。	600 円	60 円	120 円	180 円
1/1/ 2/1 /1/1 2/1 (1)	当苑は、空床情報についてホ	000 1	00 1	120 1	100 1
	ームページに定期的に公表				
	し、複数医療機関の連携室等				
	に対して、定期的に情報提供				
	を行っています。				
初期加算(Ⅱ)	入所日から30日間に限り加	300 円	30 円	60 円	120 円
/////////////////////////////////////	算されます。	200 🗀	20 □	00 🗅	120 🖯
	事故の発生・再発を防止する	入所時1回			
安全対策体制加算	ための体制が整備されている	200 円	20 円	40 円	60 円
	ため加算されます。	200 1	20 1	40 1	00 1
	当苑は、勤続 10 年以上の介				
サービス提供体制強	護福祉士を基準以上配置し、	220 円	22 円	44 円	66 円
化加算 (I)	適切な介護を行っている施	220 1	22 1	44 1	00 1
	設であるため加算されます。				
	当苑は、夜勤職員の基準を上				
 夜勤職員配置加算	回る配置を行い、適切な介護	240 円	94 ⊞	10 Ⅲ	79 Ⅲ
	サービスを行っている施設	240 🗍	24 円	48 円	72 円
	であるため加算されます。				
	入所から3ヶ月に限り、1回				
	20 分以上の個別リハビリテ				
	ーションを週 3 回以上提供				
短期集中リハビリテ	した場合であって、かつ、入	1回につ			
ーション実施加算	所時及び1ヶ月に1回以上お	<u>き</u>			
(I)	客様の ADL 等の評価を行い、	2,580 円	258 円	516 円	774 円
	結果を厚生労働省に提出し、				
	必要に応じて計画の見直し				
	をした場合に加算されます。				

		1日あたり		護保険適用時 あたりの自己	
サービスの名称	サービスの内容	の 利用料金	1割負担 の場合	2割負担 の場合	3割負担 の場合
経口移行加算	食事摂取について、経管から 経口に移行する計画を進め るために、特別な管理が必要 となった場合に加算されま す。	280 円	28 円	56 円	84 円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養 食を提供した場合に加算さ れます。	<u>1回につき</u> 60円	6 円	12 円	18 円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症介護について一定の 経験を有し、国や自治体が指 定する認知症ケアに関する 専門研修を修了した者が介 護サービスを提供した場合 に加算されます。	40 円	4 円	8円	12 円
科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)	お客様のADL値、栄養状態、 認知症の状況等を厚生労働 省に提出することにより加算さ れます。	<u>1月につき</u> 600円	60 円	120 円	180 円
介護職員等処遇改善 加算(II)	単位数の合計に 7.1%乗じ た単位数が加算されます。	_	_	_	_
外泊時費用	盆・正月など、一時的に外泊 された場合に頂きます。(外 泊の初日及び最終日は除く) ※1月に6日間を限度	3, 620 円	362 円	724 円	1,086円
外泊時費用(在宅サ ービスを利用する場 合)	退所が見込まれている場合に外泊をし、居宅サービスを利用された場合に頂きます。 (外泊の初日及び最終日は除く) ※1月に6日間を限度	8, 000 円	800 円	1,600円	2,400円
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症ご本人やその ご家族様に対する支援及び 希望を踏まえた介護サービ スを提供した場合に加算さ れます。	1, 200 円	120 円	240 円	360 円

		1日あたり		護保険適用時 あたりの自己	
サービスの名称	サービスの内容	0)	1割負担	2 割負担	3割負担
		利用料金	の場合	の場合	の場合
	医師が医学的知見に基づき	死亡日			
	回復の見込みがないと診断	19,000円	1,900円	3,800円	5,700円
	し、入所者又はそのご家族様	死亡日の			
	の同意を得て入所者の状態	前日及び			
	又はご家族様の求めに応じ	前々日			
	随時説明を行い、同意を得て	9, 100 円	910 円	1,820円	2,730 円
ターミナルケア加算	ターミナルケアを行う場合	死亡日以			
	に加算されます。	前4~30日			
		1,600円	160 円	320 円	480 円
		死亡日以			
		前 31~45			
		日			
		720 円	72 円	144 円	216 円
	肺炎等·尿路感染症·帯状疱				
	疹・蜂窩織炎、慢性心不全の				
所定疾患施設療養費	増悪等により、投薬、検査、	0.000 5	000 III	450 0	717 III
(I)	注射、処置等を行った場合に	2,390円	239 円	478 円	717 円
	加算されます。				
	(1月に7日間を限度)				
	経口で食事が摂取できるも	1月につき			
VZ VL-let-t-p/s/s (T)	のの摂食機能障害を有し、誤	(I)4,000			
経口維持加算(I)	嚥が認められる者に対し、特	円	400 円	800 円	1,200円
経口維持加算(Ⅱ) 	別な管理を行う場合に加算	(Ⅱ)1,000			
	されます。	円	100 円	200 円	300 円
34/二/4/ NE ECRE #6/	退所時に、お客様やご家族様				
試行的退所時指導加	に退所後の療養について指	4,000 円	400 円	800 円	1,200円
算	導した場合に加算されます。				
	お客様が居宅へ退所した場				
\H =Cnt.kt tn.48 (4.4a/*)	合、退所後の主治医に対し				
退所時情報提供加算	て、療養上の情報、心身の状	5,000円	500 円	1,000円	1,500円
(I)	況、生活歴等を提供した場合				
	に加算されます。				

サービスの名称 サービスの内容 の 1割負担 の場合 2割負担 の場合 3割負担 の場合			1日あたり		護保険適用時 あたりの自己	
退所時情報提供加算 (II) お客様が医療機関へ退所した場合、退所後の主治医に対して、療養上の情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合に加算されます。	サービスの名称	サービスの内容	0	1割負担	2割負担	3割負担
退所時情報提供加算 (II) た場合、退所後の主治医に対して、療養上の情報、心身の 状況、生活歴等を提供した場合に加算されます。			利用料金			
退所時情報提供加算 (Ⅲ)		お客様が医療機関へ退所し				
(II) とて、療養上の情報、心身の 2,500円 250円 500円 750円 状況、生活歴等を提供した場合に加算されます。	 退所時情報提供加算	た場合、退所後の主治医に対				
状況、生活歴等を提供した場合に加算されます。		して、療養上の情報、心身の	2,500円	250 円	500 円	750 円
及退所前連携加算 (I) 入退所前連携加算 (II) 大退所前連携加算 (II) お客様ごとのリハビリテーションマネ を厚生労働省に提出し、リハ	(1)	状況、生活歴等を提供した場				
入退所前連携加算 (I) 入退所前連携加算 (II) 大退所前連携加算 (II) (II) 大波野業所等と連携し、サービスの利用に関して調整を行った場合に加算されます。 お客様ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報 リハビリテーションマネを厚生労働省に提出し、リハ		合に加算されます。				
(I) 用をされる場合に、居宅介護 支援事業所等と連携し、サービスの利用に関して調整を行った場合に加算されます。 6,000円 600円 1,200円 1,800円 (II) ビスの利用に関して調整を行った場合に加算されます。 4,000円 400円 800円 1,200円 お客様ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報 ン実施計画の内容等の情報 2 2 2 2	入退所前連進加質	退所後に居宅サービスの利	(1)			
入退所前連携加算 支援事業所等と連携し、サービスの利用に関して調整を行った場合に加算されます。 (II) 4,000円 400円 800円 1,200円 お客様ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報 ン実施計画の内容等の情報 リハビリテーションマネ を厚生労働省に提出し、リハ	·	用をされる場合に、居宅介護		600 III	1 200 田	1 800 🎞
(II) ビスの利用に関して調整を 行った場合に加算されます。 4,000 円 400 円 800 円 1,200 円 お客様ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報 リハビリテーションマネ を厚生労働省に提出し、リハ		支援事業所等と連携し、サー	•	000 1	1,200 1	1,000 1
行った場合に加算されます。 お客様ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報 リハビリテーションマネを厚生労働省に提出し、リハ	·	ビスの利用に関して調整を		400 III	900 III	1,200円
リハビリテーションマネ を厚生労働省に提出し、リハ	(II)	行った場合に加算されます。	4,000 🗇	400 🞵	800円	
リハビリテーションマネーを厚生労働省に提出し、リハ		お客様ごとのリハビリテーショ				
リハビリテーションマネを厚生労働省に提出し、リハ	リハビリテーションマネ ジメント計画書情報加	ン実施計画の内容等の情報	<u>1月につき</u> 330円	33 円	66 円	99 円
		を厚生労働省に提出し、リハ				
ジメント計画書情報加 ビリテーションの提供に当たっ		ビリテーションの提供に当たっ				
算(II) て、適切かつ有効な実施のた 330円 33円 66円 99円	算(Ⅱ)	て、適切かつ有効な実施のた				
めに必要な情報を活用してい		めに必要な情報を活用してい				
る場合に加算されます。		る場合に加算されます。				
上記(Ⅱ)の条件を満たし、口		上記(Ⅱ)の条件を満たし、口				
腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養		腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養				
マネジメント強化加算を算定		マネジメント強化加算を算定				
リハビリテーションマネし、関係職種で様々な情報を	リハビリテーションマネ	し、関係職種で様々な情報を				
ジメント計画書情報加し共有しており、かつ、共有した	ジメント計画書情報加	共有しており、かつ、共有した			_	
第(I) 情報を踏まえて計画の見直し 530 円 53 円 106 円 159 円	算(I)	情報を踏まえて計画の見直し	530 円	53 円	106 円	159 円
を行い、見直しの内容につい		を行い、見直しの内容につい				
ても情報の共有している場合		ても情報の共有している場合				
に加算されます。		に加算されます。				
お客様の病状が重篤となり、	By 6 n4 14 = n . ++ 44	お客様の病状が重篤となり、				
救命救急医療を行った場合 5.180円 518円 1.036円 1.554円	緊急時施設療養費 (緊急時治療管理)	救命救急医療を行った場合	5, 180 円	518 円	1,036 円	1,554円
(緊急時治療管理) に加算されます。		に加算されます。				
老人保健法に規定している特		老人保健法に規定している特	屋 11 20 15 15) V		
特定治療 別な治療を行った場合に加算 厚生労働省が定める額	特定治療	別な治療を行った場合に加算	厚生労働省が定める額			
されます。	117 - 11777	されます。				

サ. ビフの内奈	
サービスの名称 サービスの内容 の 1割負担 2割負担	 3割負担
利用料金の場合の場合	の場合
医療機関に入院し、施設入所	
時とは大きく異なる栄養管理 1月につ	
再入所時宋養連携加 が必要となった場合であっ	
昇	600円
食等を提供した場合に加算さし、、、、	
れます。	
多職種の当苑職員が共同し、	
褥瘡マネジメント加算 利用者ごとに褥瘡ケア計画を 1月につき	
(I) 作成し、定期的に褥瘡ケアの 30 円 3 円 6 F	
褥瘡マネジメント加算	39 円
(Ⅱ) 加算されます。	
多職種の当苑職員が共同し、1月につ	
排泄に介護を要するお客様 <u>き</u>	20 5
が で	
た場合に加算されます。 150円 15円 30 F #せつ支援加算(Ⅲ) た場合に加算されます。 200円 200円 40 F	
200円 20円 40 F	60円
管理栄養士を基準以上配置	
し、入所者ごとの栄養状態、 嗜好等を踏まえた食事の調整	
等を定期的に実施し、かつ、	33 円
加算	30 🗀
管理の有効な実施のために	
必要な情報を活用している場	
合に加算されます。	
歯科衛生士が歯科医師の指	
示を受けて口腔衛生に係る計	
画を策定し、口腔衛生等の管	
口腔衛生管理加算	
(I) 2007 2 日の上げ、パッパ 900円 90円 180F 180F	270 円
体的な技術的助言及び指導	
を行う場合に加算されます。	

		1日あたり		護保険適用時 あたりの自己	
サービスの名称	サービスの内容	D	1割負担	2割負担	3割負担
		利用料金	の場合	の場合	の場合
	上記(I)の条件を満たし、入				
	所者ごとの口腔衛生等の管理				
口吃生儿竺田加笠	に係る情報を厚生労働省に	1 日にっち			
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	提出し、当該情報を口腔衛生	1月につき 1,100円	110円	220 円	330 円
(11)	の管理の適切かつ有効な実	1, 100	110 🖯	220 円	330 🛱
	施のために活用している場合				
	に加算されます。				
	施設基準の算定式に基づき、				
在宅復帰•在宅療養	算定した数が 40 以上であり、	510 III	51 円	102 ⊞	159 ⊞
支援機能加算(I)	地域に貢献する活動を行って	510 円	01 🖂	102 円	153 円
	いる場合に加算されます。				

(2)介護保険給付対象外の費用

① 食 費

1日につき	利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1, 573 円	介護保険給付	1,145円	1,055円	795 円	85 円	0 円
1, 575 円	利用者負担額	300 円	390 円	650 円	1,360円	1,573 円

② 居住費

(i)従来型個室(室料及び水光熱費)

1日につき	利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1,728 円	介護保険給付	1,178円	1,178円	358 円	358 円	0 円
1,720 1	利用者負担額	550 円	550 円	1,370円	1,370円	1,728 円

(ii)多床室(水光熱費)

1日につき	利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
437 円	介護保険給付	437 円	7 円	7 円	7 円	0 円
437 🗇	利用者負担額	0 円	430 円	430 円	430 円	437 円

③ 利用料(※希望者のみ)

日用品費	1日200円	石鹸、シャンプー、ボディソープ、タオル、ティッシュペーパー、消臭剤、
		洗剤、柔軟剤、漂白剤、清拭剤
教養娯楽費	1 □ 150 □	折り紙、粘土、風船、ビーズ、画用紙、ボンド、糊、手作りおやつ、雑誌
教食炽米貝	1日 150 円	行事参加、アロマ、CD、新聞、習字、生け花、塗り絵

④ その他の費用

健康管理費 1回	インフルエンザ予防接種を希望され、接種された場合にお支払いいた
2,200 円	だきます。※その都度、ワクチンの種類により金額が変更になる場合が
	あります。
理美容代 1回 1,650円~	理、美容をご利用の場合お支払いいただきます。
私物の洗濯代 1 kg	私物の洗濯を依頼された場合お支払いいただきます。
605 円	※ドライ品は別途料金がかかります。
電気代 1日 (1品につき)	お客様の選択により使用されるテレビ、電気毛布、パソコン、加湿器な
33 円	ど、個人的に使用する機器等にかかる電気代をお支払い頂きます。
	お客様の選択により使用されるラジオにかかる電気代をお支払い頂き
22 円	ます。(電池を使用の場合は無料)
診断書料 1枚	診断書等の発行の費用をお支払いいただきます。
7,700~16,500 円	
傷病手当金支給申請書 1枚	傷病手当金支給申請書の発行の費用をお支払いいただきます。
1,100 円	
証明書 1枚 1,100円	証明書等の発行の費用をお支払いいただきます。

(3) 料金の支払方法

- ・原則として、月末締めの料金計算と致します。ただし、途中退所等の場合はこの限りではありません。
- ・毎月、8日に前月分の請求を致しますので、20日以内にお支払い下さい。
- ・料金をお支払いいただきましたら、領収書を発行致します。
- ・お支払いは、原則として当苑窓口でお願いいたします。
- ・身元引受人(代理人)は、扶養義務者または支払能力者であること。(保証極度額30万円まで)

5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
 - ・お電話、若しくはご来苑の上お申し込み下さい。当施設の支援相談員が相談に応じます。
- (2) サービスの利用終了
 - ① お客様のご都合でサービスの利用を終了する場合
 - ・退所を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
 - ② 自動終了
 - ・お客様の要介護認定区分が「要支援」若しくは「自立」と認定された場合
 - ・お客様が亡くなられた場合
 - ③ その他
 - ・お客様のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わなかった場合、又はお客様やご家族様などが当施設や当施設のサービス従業

者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の30日前に通知し、退所していただく

・利用者、ご家族様からのハラスメント(著しい迷惑行為)があった場合

6. サービス内容に関する苦情

① 当施設のお客様相談・苦情窓口

担 当 者:支援相談員

電 話:0178-29-3232 FAX:0178-29-3233

受付時間:8:30~17:30

※「ご意見箱」を設置しておりますのでご利用下さい。

② 苦情処理

・当施設は、お客様やご家族様からの苦情に対応するため苦情処理対策委員会を設置し、委員会において原因・対応を検討します。又、同様の苦情等の発生防止のために従業員に対して その内容を把握させるよう努めます。

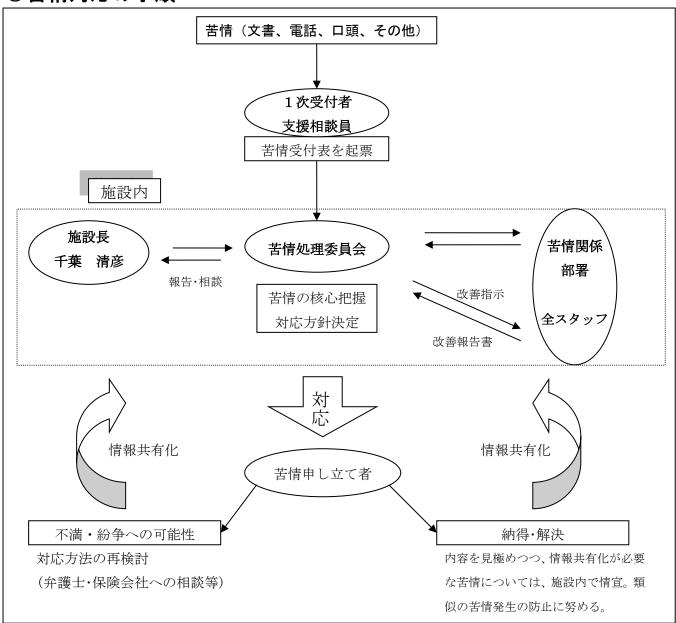
③ その他

- ・当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
 - ○八戸市介護保険課 Ta.0178-43-9292
 - ○青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) №.017-723-1336

〇サンライフ豊寿苑の苦情処理対策委員会

職域	氏 名	委員会の内容
看護部門	鈴木 知佐子	苦情受付表の内容から苦情の根源となる原因を特定する。
介護部門	小林 幸	苦情に対しての改善・解決すべき項目について検討し、施設
相談部門	小笠原 加織	長に報告する。又、必要な場合は、同様の苦情が発生しない
リハビリ部門	種市 直美	よう従業員に周知徹底し、サービスの質の向上に努める。
給食部門	丹藤 充子	苦情申し立て者に対しての対応は、原因となった職域の委
事務部門	佐々木 遼	員が行い、解決を図る。

○苦情対応の手順



7. 緊急時の対応方法

・サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、緊急連絡体制に基づき、迅速に施設長に連絡 し、ご家族様などへ連絡するとともに必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

・サービスの提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるととも に、ご家族様等にご連絡し、お客様がお住まいの県市町村に連絡致します。当施設は、事故の状況 及び事故に際して原因を解明し、予防する対策を講じます。

9.賠償責任

・施設の介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事項によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。なお施設は介護老人保健施設総合保障制度に加入し、損害賠償保険契約を結んでおります。

・利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯 して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

10. 事故発生防止のための取り組み

- ・施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものについて、その都度報告書を作成し、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じます。
- ・事故発生の防止のために委員会を設置し、その委員会において報告された事例を集計し分析します。 また、事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、 結果等をとりまとめて防止策を検討します。
- ・防止策・改善策について、従業者に周知徹底し、再発防止につなげます。

11. 秘密保持

- ・当施設は、施設介護計画等の作成の為に、会議等でお客様・ご家族様等の個人情報を用いる場合 がございますのでご了承下さい。
- ・当施設の従業者は、業務上知り得たお客様またはご家族様の秘密を保持します。従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるために、あらかじめその事項を雇用契約に盛り込んでいます。
- ・ただし、居宅支援事業所や他施設・医療機関等からお客様及びご家族様に関する情報を求められ 提供する場合があります。

12.衛生管理等

- (1) 当施設は、お客様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。又、食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。
- (2) 当施設の管理栄養士及び栄養士・調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。
- (3) 当施設は、定期的に鼠族・昆虫などの駆除を行います。
- (4) 当施設は、感染症の予防及び蔓延防止のために、次に掲げる措置を講じます。
 - ①感染症対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、感染流行期には、必要に応じて随時開催し、その結果について職員に周知徹底しています。
 - ②感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③職員に対して、定期的に研修及び訓練を実施しています。
- ④「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

13. 非常災害対策

災害時の対応	緊急連絡の上、全職員が対応します。
防災設備	屋内消火栓、スプリンクラー、消火器、非常通報装置、滑り台など
防災訓練	年2回以上行います(夜間想定訓練含む)
防火責任者	田島 範一

14.業務継続計画

- ・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する必要な介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対して、計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。
- ・定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

15.虐待防止の推進

- ・当施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ・当施設は、虐待の防止のための指針を整備しています。
- ・当施設は、職員に対して、虐待の防止のための研修会を定期的に実施しています。

虐待防止に関する担当者	小笠原 加織
-------------	--------

16.栄養管理

・当施設は、管理栄養士がお客様の栄養状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

17.口腔衛生の管理

・当施設は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に対して、口腔衛生に係る助 言及び指導を行います。